

情報提供から保育所等整備の決定までの流れ

① 対象物件の所有者又は不動産事業者等（以下、所有者等）から名古屋市への情報提供

- ・対象物件の所有者等から、名古屋市へ物件の情報をお寄せいただきます。

<情報提供方法>

「保育所等を整備するための土地の情報提供書」（様式）に必要事項を記載し、物件の概況の分かるデータ（地図や写真など）、情報提供する正当な権利を有することを証する書類（登記簿謄本等）を添えて、名古屋市子ども青少年局保育企画室までご持参下さい。また、後日電子メールにてデータをご提供ください。

※アドレス：a2523@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp



② お寄せいただいた情報を名古屋市公式ウェブサイト上に掲載

- ・お寄せいただいた情報のうち、所在地（町名まで）、面積等について、名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。



③ 保育所等を運営する法人（以下、運営法人）から情報提供依頼の受付

- ・名古屋市公式ウェブサイトを見た運営法人から、名古屋市への詳細情報の提供依頼を受け付けます。



④ 運営法人へ情報提供依頼のあった物件の情報を提供

- ・情報提供依頼を受理した後、名古屋市から申込みをした運営法人へ、詳細情報（所有者、所有者の連絡先、その他名古屋市へお寄せいただいた情報の全て）を伝えます。



⑤ 所有者等と運営法人において直接交渉

- ・情報をお寄せいただいた皆さまへ、物件情報を得た運営法人から直接問い合わせがあります。なお、情報をお寄せいただいても、運営法人からの問い合わせがない場合もあります。



⑥ 予約契約

- ・直接交渉をしていただいた結果、お寄せいただいた物件を活用して、運営法人が公募に応じる場合、あらかじめ予約契約を締結していただきます。
- ・なお、運営法人がお寄せいただいた物件を活用しない場合もあります。



⑦ 運営法人による、保育所等整備への応募

- ・予約契約後、運営法人が名古屋市の保育所等整備の公募に応募します。
応募期間 令和2年10月27日（水曜日）まで



⑧ 名古屋市において、保育所等整備の法人を選定

- ・公募に応じた運営法人の中から、名古屋市が整備をお願いする法人を選定します。
- ・選定の結果は、令和2年11月中旬に、名古屋市公式ウェブサイトにて公表します。
- ・なお、応募に競合がない場合であっても、選定されないこともあります。



⑨ 本契約の締結

- ・お寄せいただいた物件を活用して公募に申込みをした運営法人が、⑧により選定された場合、本契約を締結していただきます。